【居宅介護支援重要事項説明書】

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1. 夢プラスワン指定居宅介護支援事業所が提供するサービスについての相談窓口
   - 電話 0478－57－1580（午前 8時30分～午後 5時30分まで）
   - 担当＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
   ＊ ご不明な点は、遠慮なくお尋ね下さい。

2. 夢プラスワン指定居宅介護支援事業所の概要

(1)居宅介護支援の指定事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	夢プラスワン指定居宅介護支援事業所
所在地	千葉県香取市大倉字入り1196－1
介護保険指定事業所番号	1271400085
サービスを提供する地域	香取市・神崎町・東庄町・多古町

(2)事業所の職員体制

主任介護支援専門員　　1名以上（常勤専従）
介護支援専門員　　3名以上（常勤専従）

(3) 営業時間

- 営業日　　月曜日から金曜日までとし、12月29日から1月3日及び祝日は除く。
- 営業時間　午前8時30分～午後5時30分までとする。
- 24 時間常時連絡できる体制を整備する。
  営業しない日、夜間及び祝日の連絡先

①夢プラスワン指定居宅介護支援事業所　　0478－57－1580
②介護老人保健施設夢プラスワン　　0478－57－1511
③携帯電話　　090－3336－1580

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

順序	内容	本人・家族	居宅介護支援事業所	サービス提供事業所
①	重要事項の説明・契約	○	○	
②	居宅介護支援の申込み	○	○	
③	アセスメント ― ニーズの明確化、サービス情報の提供、目標の設定	○	○	
④	サービス担当者会議 ― 担当者間の調整	○	○	○
⑤	利用者への説明・同意	○	○	
⑥	サービスの提供	○	○	○
⑦	サービス計画の作成、モニタリングと評価	○	○	○

4. 利用料金

(1)種類

①利用料

要介護度に応じサービス提供開始以降1ヶ月あたり以下の金額になります。

●要介護 1・2	10,860円
●要介護 3・4・5	14,110円

②加算等：以下の場合は加算料金をいただきます。
＊要介護1～5の認定を受けている方の場合

初回加算	3,000円	新規に居宅サービスを計画した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。要支援者が要介護認定を受けた場合。
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円	・常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。 ・常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。 ・利用者情報等の伝達のための会議の定期的開催。 ・24時間連絡体制の確保と相談対応の体制の確保。 ・計画的な研修の実施。 ・地域包括支援センターからの困難事例への対応。 ・ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者支援に関する事例検討会、研修会への参加。 ・特定事業所集中減算の未適応。 ・介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が45名未満。 ・法定研修に協力又は協力体制の確保。 ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施。 ・必要に応じて、多様な生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成。
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	利用者が入院した日のうちに、病院・診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、病院・診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合。
退院・退所加算 （Ⅰ）イ （Ⅱ）イ	4,500円 6,000円	病院、診療所、または、介護老人福祉施設もしくは介護老人保健施設の職員から利用者にかかる必要な情報提供を面談により受けた上で、居宅サービス計画を作成・サービス利用に関する調整をした場合。
退院・退所加算（Ⅰ）ロ （Ⅱ）ロ （Ⅲ）	6,000円 7,500円 9,000円	病院、診療所、または、介護老人福祉施設もしくは介護老人保健施設の職員から利用者にかかる必要な情報提供をカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成・サービス利用に関する調整をした場合。
通院時情報連携加算	500円	利用者の通院、診察に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、その後受けた必要な情報を居宅サービス計画に記録した場合。
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000円	病院または診療所の求めにより、医師や看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じてサービスの利用に関する調整を行なった場合。
ターミナルケアマネジメント 加算	4,000円	・終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を確認し同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14 日以内に 2 回以上居宅を訪問し把握した利用者状況等を記録し、それを主治医及び居宅サービス事業者に提供した場合。 ・24 時間連絡できる体制を確保し必要に応じて居宅介護支援を行う体制を整備。

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
ただし事業所の事情で減算になる場合はこの限りではありません。
＊保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、一旦1ヶ月あたり要介護度に応じた居宅介護支援利用料を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を住所登録されている市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2)支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、請求書を送付いたしますので、請求書到着後30日以内に窓口にお支払いください。お支払い後に領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当事業所職員がおうかがいします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申込み下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合があります。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援または非該当（自立）と認定された場合。
- 利用者が死亡した場合。

④その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了する場合があります。

6. 夢プラスワン指定居宅介護支援事業所の居宅介護支援の特徴等

(1)運営の方針

- 当事業所は、利用者の個性を尊重重視し、「その人らしく」日常生活を営むことができるようにケアプランを作成し、利用者にふさわしいケアを効率的、効果的に提供できるように努めます。
- 介護支援専門員一人あたりの取り扱い件数は国の定める基準内とします。

(2)居宅介護支援の実施概要等

居宅サービス計画ガイドライン

- 利用者の個々の目標を明確にします。
- ケアの判断基準や根拠を明らかにし、プランの質を確保します。
- 多種多様なスタッフが共通理解してサービスを提供します。
- サービス実施機関、家族の役割を明確化します。

(3)居宅介護支援の提供の開始に際して

- 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、以下について説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度に公表します。
  ・前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
  ・前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

（4）サービス利用のために

事項	備考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	居宅サービス計画ガイドラインによります
介護支援専門員への研修の実施	年1回以上の研修実施

7. サービス内容に関する苦情

（1）夢プラスワン指定居宅介護支援事業所利用相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を受け付けます。

担当　　管理者　佐藤早苗　　電話　0478－57－1580

（2）その他

当事業所以外に、国保連合会・市町村の相談・苦情窓口等に苦情等を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会　介護保険課　電話　043－254－7426

8. 法人の概要

名称	医療法人社団　志誠会
代表者役職・氏名	理事長　平原　利彦
所在地・電話番号	千葉県香取市大倉字入り1196－1 0478－57－1511
定款の目的に定められた事業	1.介護老人保健施設 2.居宅介護支援事業 3.その他これに付属する業務

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日　令和　　年　　月　　日

契約者氏名

事業者　〈事業者名〉　医療法人社団志誠会
夢プラスワン指定居宅介護支援事業所
指定事業所番号：1271400085
指定都道府県名：千葉県

〈所在地〉　千葉県香取市大倉字入り1196－1

〈代表者名〉　理事長　　平原　　利彦　　㊞

利用者　〈住所〉

〈氏名〉　　㊞

代理人　〈住所〉

〈氏名〉　　㊞

（続柄）